

令和3年4月定例会 教育長報告

行 事 表	
3月31日(水)	退職者辞令交付式（二ツ井町庁舎 市長室）
4月 1日(木)	教育委員会職員辞令交付式（市役所 会議室5）
4月 8日(木)	令和3年度能代市校長会総会（淳城南小学校） 令和3年度能代山本教育研究会総会（能代山本広域交流センター）
4月14日(水)	令和3年度能代市教頭会総会（市役所 会議室6）
4月16日(金)	令和3年度能代市山本郡教頭会総会（中央公民館）
4月22日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 庁議室） 令和3年度第1回能代市スポーツ推進委員会（東部公民館）
5月 7日(金)	能代市地域学校協働活動推進員委嘱状交付式（二ツ井町庁舎 大会議室）
5月13日(木)	令和3年度第1回能代市立小中学校事務共同実施推進協議会 （二ツ井町庁舎 庁議室）
5月18日(火)	令和3年度能代市校長会第1回校長研修会（淳城西小学校）
5月24日(月)	教育委員会定例会（市役所 会議室9・10）

承認第2号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和3年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動に伴い、所要の改正をしようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和3年4月1日

議案第 号

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
能代市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「課長補佐」の次に「、室長補佐」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

能代市教育委員会職員の職名に関する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(職員の分類及び職名)</p> <p>第2条 職員の分類は、指導主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とし、それぞれの職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務職員 部長、次長、課長、室長、館長、 所長、参事、課長補佐、館長補佐、 所長補佐、場長、施設長、副所長、係長、副 室長、主席主査、主査、主任、主事、社会教 育主事、学芸員、司書、栄養士、館長（専門 員）、行政専門員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(職員の分類及び職名)</p> <p>第2条 職員の分類は、指導主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とし、それぞれの職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務職員 部長、次長、課長、室長、館長、 所長、参事、課長補佐、<u>室長補佐</u>、館長補佐、 所長補佐、場長、施設長、副所長、係長、副 室長、主席主査、主査、主任、主事、社会教 育主事、学芸員、司書、栄養士、館長（専門 員）、行政専門員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

承認第3号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和3年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動に伴い、所要の改正をしようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和3年4月1日

議案第 号

能代市教育委員会事務局処務規程の一部改正について

能代市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務局処務規程（平成18年能代市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「参事」の次に「、室長補佐」を加える。

第4条第9号中「副室長」を「室長補佐及び副室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

能代市教育委員会事務局処務規程 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(課長等)</p> <p>第3条 課、所（以下「課等」という。）にそれぞれ課長、所長を置き、係に係長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 課等に室長、参事、副室長、副室長、主席主査、主査、主任、主事及び行政専門員を置くことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(職員の職務)</p> <p>第4条 職員の職務を次のように定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 副室長副室長 室長を補佐し、室の事務を処理する。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(課長等)</p> <p>第3条 課、所（以下「課等」という。）にそれぞれ課長、所長を置き、係に係長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 課等に室長、参事、<u>室長補佐</u>、副室長、主席主査、主査、主任、主事及び行政専門員を置くことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(職員の職務)</p> <p>第4条 職員の職務を次のように定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>室長補佐及び副室長</u> 室長を補佐し、室の事務を処理する。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>

承認第4号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和3年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動に伴い、所要の改正をしようとするもの及び休暇取得の促進を図ろうとするものである。

3 臨時代理年月日

令和3年4月1日

議案第 号

能代市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務決裁規程（平成18年能代市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「副室長」を「室長補佐又は副室長」に改める。

別表中

「

2 課、施設及び教育機関所属 職員の年次有給休暇の時季変更、配偶者出産休暇、子の養育休暇、子の看護休暇及び夏季休暇の承認並びに週休日及び勤務時間の割振り		○	○		
3 課、施設及び教育機関所属 職員の生理休暇、妊産婦の保健指導等による休暇、親族の死亡に伴う休暇（配偶者、父母及び子の死亡を除く。）、父母の法要等に伴う休暇の承認等					教育総務課長

を

「

2 課、施設及び教育機関所属 職員の年次有給休暇の時季変更、生理休暇、配偶者出産休		○	○		
--	--	---	---	--	--

暇、子の養育休暇、家族の看護休暇及び夏季休暇の承認並びに週休日及び勤務時間の割振り						
3 課、施設及び教育機関所属職員の妊産婦の保健指導等による休暇、親族の死亡に伴う休暇（配偶者、父母及び子の死亡を除く。）、父母の法要等に伴う休暇の承認等					教育総務課長	に

改め、同表備考2中「及び給食センター所長」を「、給食センター所長及び室長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、代決等を行う職員の職名を加えようとするものである。

<p>1 (略)</p> <p>2 この表において「課長補佐等」とは、課長補佐、能代教育事務所長補佐、教育研究所長補佐、館長補佐及び給食センター所長をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 この表において「課長補佐等」とは、課長補佐、能代教育事務所長補佐、教育研究所長補佐、館長補佐、給食センター所長及び室長補佐をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
--	---

議案第13号

能代市教育支援委員会委員の任命について

能代市教育支援委員会規則（平成18年能代市教育委員会規則第15号）第3条第2項の規定に基づき、能代市教育支援委員会委員を次のように任命する。

令和3年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市教育支援委員会委員名簿

任期 令和3年 5月 1日から
令和4年10月31日まで

氏名	所属等
相澤孝子	愛慈幼稚園長
田崎香弥乃	淳城南小学校教諭
佐藤達治	東雲中学校教頭
畠中徹	能代福祉事務所長

提案理由

能代市教育支援委員会委員金田真理子、淳城英夫、佐々木仁志、千羽正人、佐藤和孝の退任に伴い、新たに任命しようとするものである。

議案第14号

能代市学校運営協議会委員の任命について

能代市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成26年能代市教育委員会規則第1号）第5条第1項の規定に基づき、能代市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和3年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

学校運営協議会委員を新たに任命しようとするものである。

別 紙

能代市学校運営協議会委員名簿

学校名	氏 名	所 属 等
湊城西小学校 能代第一中学校	塚 本 真 一	元能代第一中学校 P T A 会長
	小 嶋 雅 人	前能代第一中学校 P T A 会長
	藤 嶋 妙 子	前能代第一中学校 P T A 副会長
	櫻 田 隆 雄	風の松原に守られる人々の会会長
	梅 田 佳 洋	元能代第一中学校 P T A 会長
	藤 井 真貴子	南地区主任児童委員
	後 藤 健 二	能代青年会議所直前理事長
	佐 藤 純 子	元湊城西小学校評議員
	小笠原 州 平	能代第一中学校 P T A 会長
	藤 田 卓 也	湊城西小学校長
	佐 藤 克	能代第一中学校長
	湊城南小学校 能代第二中学校	五十嵐 馨
小 玉 一 典		元湊城南小学校 P T A 会長
金 平 正 行		元湊城南小学校 P T A 会長
工 藤 千 幸		前湊城南小学校心の教室相談員
平 川 敬 悦		湊城南小学校 P T A 会長
田 村 重 由		社会福祉協議会長
菊 谷 明		能代市役所職員
伊 藤 匡 子		外国語教育コーディネーター
佐 藤 幸 樹		第四小学校同窓会長
石 川 崇		第四小学校 P T A 会長
伊 藤 互		湊城南小学校長
佐 藤 俊 之		能代第二中学校長

学校名	氏 名	所 属 等
第四小学校	田 村 重 由	社会福祉協議会長
	菊 谷 明	能代市役所職員
	伊 藤 匡 子	外国語教育コーディネーター
	佐 藤 幸 樹	第四小学校同窓会長
	石 川 崇	第四小学校PTA会長
	高 田 輝 栄	南部公民館長
	浅 野 士 郎	元能代南中学校評議員
	平 川 巖	能代南中学校PTA会長
	永 塚 光 子	民生委員児童委員
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長
	高 橋 直 樹	第四小学校長
第五小学校 能代東中学校	大 高 幸 美	元崇徳小学校長
	野 呂 昭 彦	檜山地区自治会連合会長
	戸 松 郁 子	元能代東中学校評議員
	浅 野 和 一 郎	東能代地区自治会連合会長
	保 坂 千 晴	元第五小学校PTA会長
	渡 辺 和 吉	鶴形まちづくり協議会長
	高 橋 真 也	前第五小学校教頭
	安 田 幸 司	第五小学校PTA会長
	堀 内 克 哉	能代東中学校PTA会長
	松 田 武	第五小学校長
	平 澤 秀 樹	能代東中学校長
向能代小学校 東雲中学校	浅 理 雷 三	元東雲中学校評議員
	池 端 幸 一	元東雲中学校評議員
	春 日 圭	東雲中学校PTA会長
	佐 藤 敬 顕	学識経験者(元校長)
	幸 坂 マチ子	前民生委員児童委員
	佐 藤 信 也	向能代百煉会会長
	工 藤 真 弓	東雲ブロック少年保護育成委員

学校名	氏 名	所 属 等
	中 田 哲 直	菅原神社総代
	鎌 田 定 治	元竹生小学校評議員
	小 林 百合子	図書館開放安全管理員
	見 上 淳 子	主任児童委員
	近 藤 克 彦	向能代小学校長
	保 坂 公 咲	東雲中学校長
浅内小学校 能代南中学校	浅 野 士 郎	元能代南中学校評議員
	平 川 巖	能代南中学校PTA会長
	高 田 輝 栄	南部公民館長
	今 野 清 孝	浅内小学校同窓会長
	大 塚 義 道	浅内連合自治会長
	松 村 惠季奈	浅内小学校PTA会長
	池 田 伸 生	浅内地区民生委員
	原 田 正 胤	元浅内小学校PTA副会長
	渡 部 剛	能代南中学校長
	矢田部 瑞 穂	浅内小学校長
	原 田 大	能代南中学校教頭
二ツ井小学校 二ツ井中学校	永 井 幹 子	元二ツ井小・中学校評議員
	工 藤 晃	元二ツ井小学校評議員
	工 藤 徳一郎	元二ツ井小学校評議員
	鈴 木 泰 賢	元二ツ井中学校評議員
	工 藤 一 成	二ツ井中学校PTA会長
	石 山 錦 晴	二ツ井小学校PTA会長
	田 村 久 子	能代市連合婦人会会長
	安 井 芳 子	グループホーム和み施設長
	齊 藤 正 子	二ツ井地区更正保護女性の会会長
	菊 池 豊	二ツ井小学校同窓会長
	米 川 貢	地域学校協働活動推進員
	佐 藤 潔	二ツ井小学校長
嶋 田 正 明	二ツ井中学校長	

議案第15号

能代市地域学校協働活動推進員の委嘱について

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱（令和2年3月能代市教育委員会告示第11号）第4条の規定に基づき、能代市地域学校協働活動推進員を次のように委嘱する。

令和3年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市地域学校協働活動推進員名簿

任期 令和3年5月 1日から
令和4年3月31日まで

学 校 名	氏 名	備 考
淳城西小学校	千羽正人	新任
淳城南小学校	工藤千幸	新任
第四小学校	永塚光子	新任
第五小学校	戸松郁子	再任
向能代小学校 東雲中学校	中田哲直	新任
浅内小学校	保坂智之	新任
二ツ井小学校 二ツ井中学校	米川 貢	再任
能代第一中学校	鈴木和人	新任
能代第二中学校	松山敬悦	新任
能代東中学校	高橋真也	再任
能代南中学校	池端一成	新任

提案理由

能代市地域学校協働活動推進員を新たに委嘱しようとするものである。